

2021年4月30日

参議院議員

殿

全司法労働組合

中央執行委員長 中 矢 正 晴

少年法改正案の参議院での審議についての要請書

貴職の国会内外でのご奮闘に心より敬意を表します。

当労組は、家裁調査官、裁判所書記官など、裁判所で勤務する職員で組織している労働組合です。

現在、少年法改正案が参議院法務委員会で審議されていますが、私たちは少年法の現場で働く者の立場から、政府案がそのまま可決成立することについて強い問題意識を持っています。つきましては、以下の点をご検討いただき、慎重にご審議いただくよう要請いたします。

1. 少年法に対する正確な理解にもとづく審議が行われるようにしてください。

少年法については「増加」「凶悪化」「処分が甘い」など、国民の中に様々な誤解が広がっています。法務大臣は衆議院における審議の中で「刑事司法に対する被害者を含む国民の理解、信頼の確保」が必要だと述べましたが、そうであれば、まず、こうした誤解を解き、少年法の実態にもとづいた議論ができる状況をつくるべきだと考えます。そうした前提がないもとで、法改正を行うことには大きな問題があると考えます。

- * 少年審判は甘く、刑事裁判は厳しいと単純に勘違いしている人が多いですが、刑事裁判では不起訴（起訴猶予）、罰金、執行猶予になる事件において、これまで少年審判でなされてきた保護、教育がされなくなり、厳罰化ではなく放置化となってしまいます。
- * 我が国においては、少年法制、少年審判制度が非常にうまく機能しており、その結果として少年非行が減少の一途をたどっており、少年による凶悪事件も激減しています。そのことは、世界的にも非常に高く評価されています。

2. 18・19歳の事件について「要保護性」をきちんと位置付けてください。

法案でも18・19歳の事件は、現行少年法が有効に機能していることをふまえて少年法の中に置き、家裁への全件送致を維持しました。こうした少年法の有効性を支える原理が「要保護性」であり、犯情の軽重だけではなく「要保護性」をきちんと位置付けることが不

可欠だと考えます。こうした点から、原則検察官送致の対象事件をどう整理するかも含め、18・19歳の保護処分の在り方について十分な審議を行う必要があると考えます。

* 少年審判制度は、犯罪の軽重だけではなく、少年の要保護性にも着目し、少年が非行を犯すに至った背景などを詳しく調査分析し、少年の更生のために必要な処分を決めていく仕組みです。そのため、軽微な事件であっても要保護性が高ければ少年院送致などの処分もあり得ますし、逆に重大事件であっても要保護性や諸事情を勘案して、試験観察などを経て不処分になることもあり得るようになっていきます。そしてそのことが世界から称賛され非常にうまくいっている日本の少年審判制度を支えてきた大原則です。犯罪の軽重で処分に縛りをつけるようなことをしたら、少年法の良さを失わせることになり、将来に禍根を残します。

* 「短期1年以上」の事件について原則検察官送致とすることについて

「短期1年以上」の事件には、様々な事件が含まれます。少年の要保護性(非行性)を十分考慮せず、事案重視となり、これまで効果的に機能してきた少年事件処理をゆがめることとなります。

* 特定少年について保護処分が制限されることについて

(1) 罰金以下の刑に当たる罪の事件については、6月の保護観察(短期保護観察)しかできないこととなり、これまでに非行歴があつて保護観察中の少年であっても、少年院送致することができなくなると、少年は軽微な事件はいくら起こしても大丈夫と安易に考えることにつながるため反対です。

(2) 特定少年の少年院送致について、審判において少年院の収容期間をあらかじめ決めておくことになっており、少年が少年院でたとえ問題を起こして、指導に時間を要しても、改善されないまま社会に出すことになり、犯罪抑止につながらないので反対です。

3. 「ぐ犯」=最後のセーフティネットをなくすだけの法改正は行うべきではない。

「ぐ犯」は、犯罪に陥りそうな状況にある少年やその家族にとって、いわば「最後のセーフティネット」になっている実態があります。法案はこれを取り払うこととなりますが、それを補う施策は何ら示されておらず、現場で実際に少年と向き合ってきた職員は強い危惧を抱いています。また、本人からの申請等が不可能・困難な場合であっても「要保護性」にもとづいて適用できるからこそ「最後のセーフティネット」としての役割を果たしうるものであり、それを司法機関たる裁判所が担っていることも重要だと考えます。

* 18歳19歳で、反社会勢力の事務所で下働きをしている人、反社の人の愛人になっている人などについて、その時点では犯罪をしていなくても将来罪を犯す虞れがある

として保護し更生させることは、非常に大切なことです。虞犯をはずせば、一度踏み外した道から正しい道に戻る可能性を著しく減少させ、将来の成人犯罪増加につながる危険性が高くなります。

- * 特定少年についてぐ犯を適用しないことについて、家裁の試験観察中の少年について、生活が乱れて、少年鑑別所に収容したりする必要があっても、再非行がなければ、少年院送致等ができなくなるので反対です。特定少年については、同行状(警察官等に少年を裁判所まで連れてきてもらう令状の一種)も発付できないことになっており、正当な理由なく裁判所に出頭しなくても、何ら手立てがないということにもなります。

4. 更生を阻害し、再犯防止に逆行する改定は行うべきではない。

推知報道の禁止、資格制限を適用除外が果たしてきた役割を考えると、これをなくすことは、更生を阻害し、再犯防止に逆行するものです。18・19歳を「未成熟で成長発達途上にあり、可塑性に富む」と位置づけたのであれば、現行法のまま残すべきだと考えます。

インターネットの普及により、情報が世界的規模で瞬時に拡散し、半永久的にウェブ上で残り続ける時代において、被害・加害を問わず、公益性のない事件に関係した個人のプライバシーを報道することを、どの程度、「表現の自由」として保護すべきなのかは立法府において改めて議論いただきたいと考えるところですが、少なくとも、これまで禁止されていたものが「解禁される」という法改正がどのようなメッセージを社会に与えることになるか、ぜひ、慎重に審議していただきたいと考えます。

また、衆議院における審議の中で少年法改正に伴うものとされた執行猶予制度、再犯防止対策としての資格制限の見直しなどについては未だ検討段階にあり、その具体的な姿が見えていないこともあわせて指摘しておきます。

- * 検察官送致になって起訴された後でも、刑事裁判所から家庭裁判所に移送されることがあるのに、少年が起訴後に推知報道を解禁し、実名や顔写真が公開されれば、立ち直りの妨げとなり、成人犯罪者を増やすこととなります。
- * 少年法61条の規定について 特定少年のときに犯した罪により公訴を提起された場合に、推知報道(実名報道)の禁止が適用されないことについて
推知報道の禁止は、少年の立ち直りにおいて重要な役割を果たしています。本法案では、特定少年について検察官送致決定となり、公訴提起された場合に、少年の記事写真の掲載が認められると、就職等を迎える少年にとってその影響は非常に大きいと言わざるを得ないと思います。地裁で審理された後に、家裁に移送されても、すでにニュースになっていると非行からの立ち直りに悪影響を及ぼすのは必至です。
- * 特定少年に対しては資格制限排除の特例から除外されるが、成人に対しても再犯防止の観点から資格制限を最低限のものにして再就職の可能性を確保しようという世界

的な風潮に逆行するものであり、立ち直りの妨げになるばかりか、被害弁償の財源確保が難しくなり、被害者の被害回復という点でも問題が大きいです。

- * 保護観察処分歴のない特定少年について、少年院送致となった場合、出院後の保護観察がないことは、帰るところのない少年を放り出すことになり、問題です。

5. 被害者支援は到達点をふまえて、必要な施策を具体的に検討すること。

この間の法改正や運用改正によって、被害者保護の仕組みが整備されてきています。「刑事司法に対する被害者を含む国民の理解、信頼の確保」は、応報感情を満たすことに収れんさせるのではなく、現在の到達点を確認し、必要な施策を具体化することこそが必要です。

あわせて、少年法にもとづく教育的措置によって内省が深まり、被害者への心からの謝罪、具体的な感謝の措置につながるという現場の指摘にも改めて耳を傾けていただくようお願いいたします。

以上

その他

- * 家裁調査官として非行少年と接している経験を踏まえ、今回の少年法改正について、以下のとおり紹介します。

少年が非行を行ったことが明らかになった場合、成人と同様に警察官と検察官の取り調べを受け、必要があれば逮捕、勾留を受けます。違うのは、その後です。成人は、捜査が終了し、起訴されると、事件について触れられる機会は裁判のみです。勾留中は拘留所や留置施設で過ごし、保釈されたら日常生活に戻るため、働きかけはありません。一方で、少年は観護措置を受けると、ほとんどの少年は3週間強の間、鑑別所で過ごします。家裁調査官は、その間複数回にわたり、鑑別所で少年と面接をします。少年に対しては、事件のことだけでなく、生き立ち、家族、友人、学校生活や仕事などを質問し、非行の要因や立ち直りのきっかけを探ります。家裁調査官は、少年の親とも面接をして被害弁償や社会復帰のための準備を促します。鑑別所では鑑別技官という専門家が中心となり、少年の能力、性格などを調べ、非行の要因を探ります。つまり、少年審判は心理学、教育学、社会学、医学など、様々な知見を駆使して非行からの立ち直りを促します。

18歳、19歳にぐ犯が適用されなくなると、こうした働きかけはできませんし、そもそも少年審判手続による保護が必要な人を保護できなくなります。原則逆送事件でも調査官調査は行われますが、例外として保護処分を選択することは大きく減るでしょう。集団詐欺や強盗を犯した少年では、これまでは少年院や保護観察で立ち直れると判断された少年に対しても刑事裁判を受けることになるでしょう。刑事裁判では氏名などが報道されますので、その親、きょうだいも社会的な非難の対象になり、仕事、学

校、結婚で不利益を被ることになるでしょう。少年の場合は親が被害弁償することがほとんどですが、失業することで十分な弁償ができなくなるかもしれません。

何より懸念されるのは、調査官や裁判官を含む裁判所の中で、特定少年を保護の対象と考えないというムードができ、少年法の理念が忘れられてしまうのではないかとことです。

- * 「強盗」の罪名がつくケースは実際にはかなり幅が広く、「コンビニで万引きし、追いかけて店員を振り払った」といった事後強盗や「何人かで強盗に入って、見張りをしていた」ように従犯的に加担した事件も強盗に含まれ、被害金額が極めて小さい場合などもあります。殺人などと同様に罪名（法定刑）を基準として、少年法による処遇ではなく、原則として刑事事件にするというのは適切ではないと考えます。

また、「強盗」と「窃盗」の関係について

- a 検察官が「強盗致傷」で勾留されていたものを何らかの事由で強盗致傷では公判維持が難しいとして「窃盗+傷害」で起訴するというのは運用上広く行われていますが、少年法「改正」後は原則検送目当てにそういった事案まで「強盗致傷」のまま無理矢理送致するようになるのではないかと危惧されます。
- b aに書かれた事例で、家裁が原則検送を避けるために「窃盗+傷害」を認定しようとして証拠調べをするため、特別更新や証拠調べが増えるので、家庭裁判所に大幅な増員が必要となります。
- c aに書かれた事案で、検送後の捜査で検察官が「窃盗+傷害」でしか起訴できないと判断した場合、家裁に再送致するとしたら、検察と家裁のキャッチボールで、時間ばかりかかり、少年は不安定な状況に置かれ、適時適切な教育が受けられないことになってしまいます。